

兵庫県公報

平成20年3月31日 月曜日 第12号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

教育委員会規則	ページ
文書管理規則の一部を改正する規則	1
兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則	1
教育長訓令	
本庁文書管理規程等の一部を改正する訓令	3
兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則施行細則等の一部を改正する訓令	4

公布された法令のあらまし

- 文書管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第8号）
兵庫県行政組織規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第9号）
県立学校の運営及び指導体制の充実を図るため、学校教育法等の一部改正による主幹教諭の職務内容等について、所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月31日

兵庫県教育委員会
委員長 永田 萌

兵庫県教育委員会規則第8号

文書管理規則の一部を改正する規則

文書管理規則（平成12年兵庫県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
第2条第9号中「企画管理部企画調整局電子文書管理室長」を「企画県民部教育・情報局情報政策課長」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月31日

兵庫県教育委員会
委員長 永田 萌

兵庫県教育委員会規則第9号

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

（兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第1条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 主幹教諭は、円滑な学校運営の推進等のため、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる。

3 主幹教諭が整理する校務は校長が決定し、県委員会に報告しなければならない。

第7条の2第4項を削る。

第8条中第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第4項に規定する教務部長の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は教務部長を、第5項に規定する生徒指導部長の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は生徒指導部長を、第6項に規定する進路指導部長の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は進路指導部長を、第7項に規定する保健部長の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は保健部長を、それぞれ置かないことができる。

第8条の3中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は、学年主任を置かないことができる。

第8条の5中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する学科長の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は、学科長を置かないことができる。

第8条の6中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は、農場長を置かないことができる。

第8条の10第1項中「(保健部長を除く。)は、当該学校の教諭(分校等にあつては、分校等の教諭)のうちから、保健部長は、当該学校の教諭又は養護教諭(分校等にあつては、分校等の教諭又は養護教諭)」を「は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 総務部長、図書部長、人権教育主任、教科主任、舎監長及びその他の主任等 当該学校の主幹教諭又は教諭(前条の分校等にあつては、当該分校等の主幹教諭又は教諭)

(2) 教務部長、生徒指導部長、進路指導部長、学年主任、学科長及び農場長 当該学校の教諭(前条の分校等にあつては、当該分校等の教諭)

(3) 保健部長 当該学校の教諭又は養護教諭(前条の分校等にあつては、当該分校等の教諭又は養護教諭) 第25条の2第2項中「まで」の右に「、第7条の2」を加える。

(兵庫県立中等教育学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 兵庫県立中等教育学校の管理運営に関する規則(平成14年兵庫県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、第1項に規定する主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は、当該主任を置かないことができる。

第6条第1項中「前条に規定する主任等は、校長が当該学校の教諭のうちから」を「前条第1項に規定する主任は、当該学校の教諭のうちから、同条第4項に規定する主任等は、当該学校の主幹教諭又は教諭のうちから、校長が」に改める。

第7条中「この場合において、同規則第7条の2第4項中「次条から第8条の9まで」とあるのは、「第5条」と読み替えるものとする。」を削る。

(兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(舎務主任等)」に改め、同条第1項中「を置くことができる」を「及び舎監を置く」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する舎務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は舎務主任を、第4項に規定する舎監の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は舎監を、それぞれ置かないことができる。

第5条に次の1項を加える。

4 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理並びに寄宿舎における児童及び生徒の教育に当たる。

第6条第1項中「前3条」を「第3条」に、「主任等」を「小学部長等及び第4条の規定に定める自立活動部長」に改め、「当該学校の」の右に「主幹教諭又は教諭のうちから、前条の規定に定める舎務主任及び舎監

は、当該学校の」を加え、「教育委員会」を「兵庫県教育委員会」に改める。

第11条第1項中「第9条の2まで」を「第8条の10まで、第9条の2」に改める。

(兵庫県立大学附属中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 兵庫県立大学附属中学校の管理運営に関する規則(平成18年兵庫県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第3項を次のように改める。

2 主幹教諭は、円滑な学校運営の推進等のため、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる。

3 主幹教諭が整理する校務は校長が決定し、県委員会に報告しなければならない。

第9条第4項を削る。

第10条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、第1項に規定する主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は、当該主任を置かないことができる。

第11条中「前条に規定する主任等は、校長が附属中学校の教諭のうちから」を「前条第1項に規定する主任は、附属中学校の教諭のうちから、同条第4項に規定する主任等は、附属中学校の主幹教諭又は教諭のうちから、校長が」に改める。

(兵庫県立大学附属高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 兵庫県立大学附属高等学校の管理運営に関する規則(平成5年兵庫県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(主幹教諭)

第8条 附属高校には、主幹教諭を置く。ただし、特別の事情がある場合は、主幹教諭を置かないことができる。

2 主幹教諭は、円滑な学校運営の推進等のため、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる。

3 主幹教諭が整理する校務は校長が決定し、兵庫県教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第1号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
教 育 機 関

本庁文書管理規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

兵庫県教育長 吉 本 知 之

本庁文書管理規程等の一部を改正する訓令

(本庁文書管理規程の一部改正)

第1条 本庁文書管理規程(昭和61年兵庫県教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「企画管理部教育情報局自治情報課長」を「企画県民部教育・情報局情報政策課長」に改める。

第43条第1項中「文書等に登載原稿3部を添えて、これ」を「決裁済文書並びに登載原稿及びその電磁的記録」に改め、同条第2項中「及び登載原稿等」を「並びに登載原稿及びその電磁的記録」に、「文書等」を「決裁済文書」に、「2部を企画管理部管理局文書課」を「及びその電磁的記録を企画県民部管理局文書課」に改める。

別表第1施設課の項を削る。

(教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程)

第2条 教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程(昭和58年兵庫県教育長訓令第1号)の一部を次のよ

うに改正する。

第10条の見出しを「(新築等の工事による取得)」に改め、同条中「学事課長」を「財務課長」に、「工事完了通知書」を「工事完了書」に、「関係図面その他必要な書類を添付して、これを財務課長に提出しなければならない」を「を作成するものとする」に改める。

第11条第1項中「(学事課長を除く。)」を削る。

様式第1号中「.....様」及び「.....印」を削り、「工事完了通知書」を「工事完了書」に改め、「下記のとおり工事が完了したので通知します。」及び「記」を削る。

様式第4号中「学事課、営繕課」を「財務課」に、「工事完了通知書」を「工事完了書」に改める。

(教育委員会事務局等職員の日額旅費に関する規程の一部改正)

第3条 教育委員会事務局等職員の日額旅費に関する規程(昭和47年兵庫県教育長訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「施設課」を「財務課」に改める。

(兵庫県立学校教職員健康管理規程の一部改正)

第4条 兵庫県立学校教職員健康管理規程(平成9年兵庫県教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第16条第2号中「、教職員課長、施設課長」を「、財務課長、教職員課長」に改める。

(兵庫県教育委員会本庁決裁規程の一部改正)

第5条 兵庫県教育委員会本庁決裁規程(昭和43年2月1日兵庫県教育長訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表総務課の項中「11 公益法人の設立及び公益信託の引受けの許可並びに許可の取消しをすること。」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

兵庫県教育長訓令第2号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
教 育 機 関

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則施行細則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

兵庫県教育長 吉 本 知 之

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則施行細則等の一部を改正する訓令

(兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則施行細則の一部改正)

第1条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則施行細則(昭和39年兵庫県教育長訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「申請」を「届出」に、「よるもの」を「より、2月末日までに提出するもの」に改める。

第3条を次のように改める。

(学校自己評価の結果等の報告)

第3条 規則第11条の4の規定による学校自己評価の結果等についての報告は、様式第2号により、3月末日までに提出するものとする。

第4条から第6条までを削る。

第7条中「様式第5号」を「様式第3号」に改め、同条を第4条とする。

第8条中「様式第6号」を「様式第4号」に改め、同条を第5条とする。

第9条中「様式第7号」を「様式第5号」に改め、同条を第6条とする。

第10条中「様式第8号」を「様式第6号」に改め、同条を第7条とする。

第11条中「様式第9号」を「様式第7号」に改め、同条を第8条とし、第12条を第9条とする。

第13条中「様式第10号」を「様式第8号」に改め、同条を第10条とする。

第14条中「様式第11号」を「様式第9号」に改め、同条を第11条とする。

第15条を削る。

様式第1号中「(申請)」を「(届出)」に、「定めたいので、承認を申請し」を「定めるので届け出」に改める。

様式第1号の2を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第3条関係)

	年 月 日
兵庫県教育委員会様	
兵庫県立 高等学校長 氏	名 印
学校自己評価の結果等について(報告)	
別紙報告書により学校自己評価の結果等を報告します。	

備考1 別紙報告書には、当該年度の重点目標、評価項目、達成状況、具体的な取組状況及び今後の改善方策について記載すること。

2 学校関係者評価を実施した場合は、学校自己評価の評価項目に沿って評価した結果について記載すること。

様式第3号及び様式第4号を削る。

様式第5号中「様式第5号(第7条関係)」を「様式第3号(第4条関係)」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第6号中「様式第6号(第8条関係)」を「様式第4号(第5条関係)」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第7号中「様式第7号(第9条関係)」を「様式第5号(第6条関係)」に、「(申請)」を「(届出)」に、「使用したいので、承認を申請し」を「使用するので届け出」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第8号中「様式第8号(第10条関係)」を「様式第6号(第7条関係)」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第9号中「様式第9号(第11条関係)」を「様式第7号(第8条関係)」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第10号中「様式第10号(第13条関係)」を「様式第8号(第10条関係)」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第11号中「様式第11号(第14条関係)」を「様式第9号(第11条関係)」に、「様式第9号」を「様式第7号」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第12号を削る。

(兵庫県立中等教育学校の管理運営に関する規則施行細則の一部改正)

第2条 兵庫県立中等教育学校の管理運営に関する規則施行細則(平成15年兵庫県教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「第5条まで及び第7条から第15条」を「第11条」に改める。

(兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則施行細則の一部改正)

第3条 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則施行細則(昭和39年兵庫県教育長訓令第7号)の一部を次のように改正する。

本則中「第5条まで及び第7条から第15条」を「第11条」に改める。

(職員被服等貸与規程の一部改正)

第4条 職員被服等貸与規程(昭和41年兵庫県教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表県立学校に勤務する者の款教育職にある者の項中「養護教諭」を「養護をつかさどる主幹教諭及び養護教諭」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。